

平成 27 年 12 月 1 日

診療看護師（NP）の調査研究への協力（申し合わせ）

一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会
会長 草間 朋子

診療看護師（NP）として活躍している修了生の研究支援を行うことは一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会（以下、本協議会）の役割の一つである。

アンケートを主体とした調査研究は、診療看護師（NP）にとって重要な研究手段である。

そこで、以下の条件を満たす場合には、本協議会が、会員校に対して、修了生に周知して頂く旨の依頼を行うこととする（別紙【NP 資格取得者を対象にした調査を実施する際の具体的な手順】参照）。

1. 診療看護師（NP）の質向上に寄与する研究であると、本協議会会長が認めたものであること。
2. 研究責任者が NP 資格保持者、もしくは、NP 教育大学院協議会の NP 教育担当教員であると当該大学院の社員が認めた者であること。
3. 調査対象者が NP 資格保持者全員を対象としていること。
一部の大学院等を調査対象としている場合には、対象としている大学院と個別に交渉する。
4. 研究責任者の所属施設の研究倫理委員会の審査で承認された研究であること。
本協議会に依頼する時に、研究倫理委員会の承認番号を、本協議会事務局へ届けること。所属施設の研究倫理委員会の承認が事後になる場合には、研究責任者が各大学院に調査票を送付する前に、本協議会事務局に届け出ること。
5. 利益相反がないこと。

なお、本協議会は、研究責任者から依頼された調査について、一定の基準を満たしたものについて、会員校に紹介するものである。各会員校、および、調査票を送付された修了生 NP は、各自の判断に基づいて調査に協力するものであり、協力しないことによって不利になることは一切無い。従って研究に伴って生じたトラブル等に関して、本協議会は責任を負わない。

以上

【NP 資格取得者を対象にした調査を実施する際の具体的な手順】

- ① 申請のあった調査研究が、申し合わせ事項の全ての項目に適合していることを、日本 NP 教育大学院協議会事務局で確認する。
- ② 日本 NP 教育大学院協議会事務局では、研究責任者から申請のあった書類一式（原則としてメールで発送できるものであること）を、各大学院にメールで送り、各大学院の修了生（NP）に発送するよう依頼する。
但し、研究責任者の所属する施設の倫理委員会の承認が取れていない場合には、倫理委員会の承認が得られたことを、（承認番号等で）確認してから各大学院に発送する。
- ③ 各大学院では、研究責任者が準備した調査書類一式を、各大学院の修了生 NP に対してメールで送付し調査協力の依頼を支援する。
各大学院が修了生の NP に送付する手間などを考慮し、紙ベースの調査はできるだけ避ける。個人情報保護の観点から、各大学院では、研究責任者（申請者）に名簿そのものを（紙ベースであっても）渡してはならない。
- ④ 調査に対する回答先は、研究責任者とする。